

令和7年8月
三重県農林水産部農産園芸課長

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業
実施要領の採択要件に係る三重県の考え方について

このことについて、米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業実施要領の制定について（令和7年8月13日付け7農産第2323号農林水産省農産局長通知）における米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業実施要領に係る採択要件の本県の考え方を下記のとおりとします。

記

令和7年8月7日以降に、次の要件を満たした地域一斉の追加防除に対し、必要な農薬の購入費やサービス事業体等に防除を依頼する際の委託費を支援します。

国が示した要件	本県の考え方
①斑点米カメムシ類の注意報が発出されている都道府県	令和7年7月11日に三重県病害虫防除所から令和7年度病害虫発生予察注意報第2号により注意報を発出しているため該当
②都道府県が推奨する回数の防除を行ったほ場に限る	原則、県が推奨する防除回数は2回とし、3回目の防除を実施するほ場が支援対象となります。
③都道府県が追加防除に関する指導を行った地区に限る	県農業改良普及センター等による現地確認の上、④の要件に係る発生状況を踏まえて追加防除の指導を行うことを想定しています。
④推奨防除後に都道府県等の防除水準を超える斑点米カメムシ類の生育が確認されたほ場に限る	原則、推奨防除後にすくい取り調査を行い、本臨時特例対策に係る本県の要防除水準を超える斑点米カメムシ類の生育が確認されたほ場（地区）において、追加防除を行う場合に対象となります。
⑤1集落もしくは概ね20ha以上のまとまった面積への一斉防除	左記のとおり
⑥収穫後に次期作に向けて斑点米カメムシ類低減のため、残さのすき込みや畦畔の草刈り等の管理に取り組むこと	左記のとおり

また、④の要件について、「推奨防除後に都道府県等の防除水準を超える斑点米カメムシ類の生息が確認されたほ場に限る」とされておりますので、今回の対策に係る本県の防除水準について、暫定的に別紙のとおり設定することとします。また、斑点米カメムシ類調査に係る様式（調査野帳）につきましては、別添の参考様式のとおりとします。

担当：三重県農林水産部農産園芸課

水田農業振興班 和佐

T E L : 059-224-2547

(別紙)

令和7年8月
三重県農産園芸課水田農業振興班

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策における
要防除水準の設定について

本対策における要件で、「推奨防除後に都道府県等の防除水準を超える斑点米カメムシ類の生息が確認されたほ場に限る」とされておりますので、今回の対策に係る本県の防除水準について、暫定的に下記のとおり設定することとします。

記

・大型種（ホソハリカメムシ・クモヘリカメムシ・トゲシラホシカメムシ・イネカメムシ・ミナミアオカメムシ等）

時期	方法	要防除水準
乳熟期頃	すくい取り（20回振り）	2頭以上

・小型種（アカスジカスミカメ・アカヒゲホソミドリカスミカメ）

時期	方法	要防除水準
乳熟期頃	すくい取り（20回振り）	4頭以上

※滋賀県の本臨時特例対策における要防除水準（暫定）を参考
※上記の水準に当てはまらない事例かつ、追加防除の必要性が高いと想定される場合には、別途協議します。